○国土交通省令第三十七号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理課の所掌事務） **第二十二条**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会が行う事務に関するものに限る。）に関すること。 八　（略） （地震津波対策企画官及び火山対策企画官） **第四十条**　管理課に、地震津波対策企画官及び火山対策企画官それぞれ一人を置く。 ２　地震津波対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関すること。 二　管理課の所掌事務に関する地震及び津波による災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 ３　火山対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三十五条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関すること。 二　管理課の所掌事務に関する火山現象による災害（火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波によるものを除く。）の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 （地震津波対策調整官） **第九十五条**　管区気象台（東京管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ地震津波対策調整官一人を置く。 ２　地震津波対策調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　地震防災対策特別措置法第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関すること。 二　災害の防止のための地震動及び津波の予報及び警報に関すること。 三　災害の防止のための地震に関する情報の収集及び発表に関すること。	（管理課の所掌事務） **第二十二条**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） 七　（略） （地震情報企画官及び火山対策官） **第四十条**　管理課に、地震情報企画官及び火山対策官それぞれ一人を置く。 ２　地震情報企画官は、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３　火山対策官は、命を受けて、管理課の所掌事務に関する火山災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 （地震情報官） **第九十五条**　管区気象台（東京管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ地震情報官一人を置く。 ２　地震情報官は、地震防災対策特別措置法第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。